

築上町告示第68号

平成23年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年4月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成23年4月27日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	

応招しなかった議員

平成23年 第2回 築上町議会臨時会会議録（第1日）

平成23年4月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成23年4月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成22年度繰越明許費繰越計算書の報告について
  - ・報告第2号 平成22年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- て
- 日程第4 議案第56号 専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程第5 議案第57号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第58号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 控訴の提起について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成22年度繰越明許費繰越計算書の報告について
  - ・報告第2号 平成22年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- て

- 日程第4 議案第56号 専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程第5 議案第57号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第58号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 控訴の提起について

出席議員（19名）

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君      副町長 ..... 八野 紘海君  
 総務課長 ..... 吉留 正敏君      財政課長 ..... 則行 一松君  
 人権課長 ..... 松田 洋一君      税務課長 ..... 田村 一美君  
 上水道課長 ..... 加來 泰君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番、有永義正議員、12番、田村兼光議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

4月22日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

4月27日、本日は本会議に議案の上程、議案質疑応答、討論、採決であります。

会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

#### 日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、案件は議案第56号専決処分について外3件であります。

次に、町長から報告があります。報告第1号平成22年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号平成22年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括して報告していただきます。

職員の朗読に続き、町長の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 報告第1号平成22年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成22年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

報告第2号平成22年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成22年度築上町水道事業会計予算繰越額を別紙のとおり報告する。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） さきの議会で繰り越し承認をしていただいておりますが、さきのご報告にございますけれども、3月31日現在で、平成22年度の支出額が決定して、23年度への繰り越しということで確定いたしましたので御報告申し上げます。

2款の総務費が公用車事業費購入費910万、それから地上デジタル放送機器購入事業、これが151万、それから民生費、放課後児童クラブ室整備事業3,600万、衛生費、火葬場周辺整備事業費5,852万、農林水産業費、農業集落センター建設事業500万、土木費、道路改良舗装事業8,900万、もう1つ道路改良舗装事業、これは特定防衛施設周辺の方でございますけれども208万9,000円、それから農業公園整備事業費、これはきめ細かな交付金事業費1,545万、消防費、防火水槽設置事業810万、教育費、義務教育施設解消事業費、きめ細かな交付金事業でございますけれども1,300万、それから学校図書室整備事業220万、これは住民生活に光を注ぐ交付金事業でございます。それからもう1つ、中学校費も同じく図書館の整備事業費130万、それから図書館サービス事業の拡充ということで、これが2,140万、もう1つ、文化財保護事業323万5,000円、文化会館維持補修費650万2,000円、生涯学習センター修繕事業130万、体育施設維持補修事業500万、合計で2億7,870万6,000円を翌年度の繰越額として確定をさせたところでございます。

特に、財源内訳といたしましては、既収入の特定財源が507万8,000円でございます。そして、未収入特定財源ということで、これは事業が終わってから受ける国庫支出金1億2,893万9,000円、それから地方債5,860万、一般財源が8,608万9,000円と、こういう次第でございます。

次に、報告第2号でございますけれども、これは築上町繰越明許費繰越計算書公共下水道の事業でございます。資本的支出、公共下水道費、金額といたしましては2億1,980万、それからもう1つ資本的支出の公共下水、これは椎田地区の管渠整備事業でございます。2億2,446万ということで、合計で4億4,426万円を繰り越すものでございます。ちょっと、失礼しまし

た。これは報告1号の続きでございます。

次が、報告第2号でございますけれども、これは地方公営企業法の会計で、水道事業の会計予算繰越計算書ということで、これは公営事業会計法で繰越明許の設定をしなくて、繰り越した額だけ議会に報告すればいいという形になっております。

そういうことで、高塚浄水場改良事業、予算計上額は650万ございまして、そっくりそのまま翌年度繰り越しに650万いたすところでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

日程第4．議案第56号

日程第5．議案第57号

日程第6．議案第58号

日程第7．議案第59号

議長（成吉 暲奎君） それでは、議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時議会で提案されております日程第4、議案第56号専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）から日程第7、議案第59号控訴の提起についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第59号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第56号専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第56号専決処分について（平成22年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）、平成23年3月29日付で専決処分したので報告し承認を求め。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第56号は、専決処分の報告をいたし承認を求めますのでございます。

中身は、土木費、先ほど繰越明許費の報告ということで、議会中に、この予算が提案できなかったんで専決処分させていただいたということで、特定防衛施設周辺整備事業の道路橋梁費ということで1,068万9,000円、上ノ河内防火水槽設置事業費810万ということで、もうこ

れが繰越明許費、3月議会のときに、皆さんに提案できなかったということで29日付で専決処分させていただいたところでございます。

そういうことで、一応報告をしながら承認を求めるものでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） この専決処分は、3月議会に提案できなかったと今町長説明しましたが、これは3月24日までに決定しなかったということでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課の則行でございます。議員さんの御質問の件につきまして、8款の土木費、道路橋梁費の中の方でございますが、この分につきましては、調整交付金事業の上別府松丸線の用地補償関係でございます。この分につきましては、3月29日に福岡のほうの防衛省のほうから繰り越し承認が参っております。

同じく、下の9の消防費でございますが、この分につきましても、同じく調整交付金でしていく上ノ河内の防火水槽の設置工事でございますが、この分につきましては、議決の翌日、3月25日に局のほうから繰り越し承認が参っております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで質疑終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。議案第56号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第57号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第57号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定について)、平成23年3月31日付で専決処分したので報告し承認を求め。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第57号は、これも専決処分でございますけれども、これは築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも、23年の3月31日付で専決処分をいたしたので報告をし、承認を求めるものです。中身につきましては、条例の条文改正ということで、第2条中第2項中に、資産割額並びにというのが入っておりましたが、現在、資産割額を課税してないということで削ります。そして、同項ただし書き中に「50万円」を「51万円」に改めるということで、これは国の政令改正によって、これが当該合算額が50万を超える場合においては基礎課税額が50万円ということでございましたけど、これを51万円とするものでございます。

そして、あと同項ただし書き中に「13万円」を「14万円」に改めるということで、これを改め、そしてまた「10万円」を「12万円」に改めるということで、これは介護給付の関係の金額が10万円を12万円とするものでございます。

それから後期高齢者、前段の13万円を14万円にというのは、後期高齢者の支援金等の課税額の方でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 56号でも言いましたが、専決処分にするのではなく、やはりこれはきちっと審議すべき案件と思います。3月議会の最終日になぜ提案できなかったのかお尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。3月31日にはまだ決定されてないもので、議会のほうには間に合わなかったちゅうことで、例年、一応国民健康保険とか上げた場合は、専決処分で一応させてもらってます。(発言する者あり) 国の事業のもとでやってます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 確かに3月31日付というのは、国がいつも遅くしか決定しませんが、こういう大事な案件は、できるだけ議会にかけられるような努力をしていただきたいと思いますが、国の方針ですから、ここで言っても仕方のないことだとは思いますが、国が決定が遅かったということでしょうけど、やはりこれは担当課長がいないので詳しくは聞けませんが、(「担当課長、おるやん」と呼ぶ者あり) ああ、済いません。住民課長と思込んでいた 思いますが、これによって、どれだけ町民に影響が出るのかと、そういうことはわかりますか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。どれだけ影響が出るかちゅうことは、ちょっとこの場ではわかりません。それで、先ほど申したが、これをどうして上げたかちゅうと、まず中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の最高限度額を上げたものでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 最高限度額を上げることによって、どれだけの影響が出たかということでお尋ねしたんですが、それがわからないということであればいいです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） もうすぐわかります。これは、所得を積み上げて税率を算定しなければ出ないということで、西畑議員、国保の運営委員になっておるんで、それぐらいのことはわかってもらわないかと（発言する者あり）いや、中身が 中身をね、やはり理解してもらって質問をしていただきたいと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。議案第57号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第58号平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第58号平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第58号は、平成23年度築上町一般会計補正予算（第1号）でございます。

この議案は、さきの町が訴えられております裁判において、これを控訴するという事で、裁判費用を皆さんにお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） この80万に関してですが、新たに補正をして弁護士に委託する最大の理由を教えてくださいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、裁判内容を、次の提訴について詳しく説明しようかなあと考えておりましたけれども、1名弁護士を追加するという事で、非常にやっぱり今までの、いわゆる基本的人権を尊重する形での裁判、この裁判で部落差別が否定されておるということで、この差別問題にたけたもし弁護士がおれば委託をしたいなあとというふうなことで、この案件を提案、1名追加をするということで提案をさせていただいておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 今までも一審でいろいろ争われて、町長の代弁者として弁護士は原告と争ってきたと思うんですね。一審では違法という形で判決が出ました。

先般行われた全協の中で、不服の点は何ですかという問いの中で、町長は、私は1回も出席してないと。今度は、不服だから、言い方とすれば頑張っているというような言い方をしましたが、250万円の弁護士費用がついてますよね、それまでは。それも税金ですし、今回の80万に関して、これはもうやっぱりれっきとした税金なわけですよ。公金なわけですよ。

ですから、控訴をしたいという、そういう思いで専門家の弁護士ということですが、もし、仮定の話をしたら町長よく言いますけども、もし負けたら、またこれは弁護士費用として町民に負担を強いるわけですから、そのあたり、どういう気持ちでこの控訴を受けて争っていくのか。その点を教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 仮定の話には、ちょっと答えることができませんけど、この一審の判決、築上町町長新川久三に 個人新川久三に請求せよという判断が出されております。これに対して、この前の全協でも少し説明しましたが、基本的には、この判決に対して築上町は不服であるということで、これは町の機関会議の中で庁議を行いまして、これは納得しがたいというふうなことで結論づけをして、今回の、きょうの提案に至るところでございますし、その事実といたしましては、いわゆる地方財政法の違反、それから地方自治法の違反ということで書いており

まずけれども、築上町としてはこれに違反した覚えはないということ、まず1点の判断材料、それから、いわゆるこの建物が訴訟になってる原因、これが、いわゆる築上町の所有なのか、所有でないのか、これも1つ、一番の論点になります。所有であれば、当然、この移転補償は払いません。所有でないという形の中で移転補償費を払ってきたということでございますので、当初の建設経過からずうっと考えていただければ、原告の1人も町会議員として、この予算、それから各種の事情わかっておると思います。

そういう形の中で、これを実証しながら町の支払いは不当でないということ、これを証明しなければならぬという、訴えられれば、これは応訴は当然しなければいけないという形になっておりますし、この応訴に対して不当な判決が出たというふうに我々は認識をしておりますし、それからもう1点、先ほど申した部落差別問題を一切この裁判では何も扱ってないというふうなこともございまして、これも判断材料としながら反論していこうと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） この80万の補正でトータルをすると450万ぐらいですかね の裁判費用が公金として使われます。それをやっぱりきちっと町長肝に銘じて、これを使って、また敗訴というような形になったときには、もうここがまた住民の方々から不利益を与えたということのやっぱり意見というのは当然出てくると思いますので、そのあたり、450万円の公金を訴えられて使うということに関して、最後もう一回だけ、これで終わりですので、その450万円の公金に対しての思いというか、それに対する気持ちを、最後、もう一回だけ聞かせてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私は負けぬという確信を持っておりますし、これは精いっぱい築上町の訴え、そういうことで、前回の、いわゆる話を次の議案で説明しようかなあと思っておりますけれども、少し話せば、いわゆる道路改良に関する公共の福祉の増進という形、これはちょうど椎田中学校の通学路ということで、長年の間懸案にされてきた。これは、土地は旧椎田町のものでございます。当然ですね、買収したから。建物は、いわゆる1市5町、旧ですね。今では、1市3町になりますけれども、ここが、いわゆるいろんな補助金をもらうのをこっちに追加してきたということで、この目的は、解放同盟の事務所として使うということが既に議会で認定もされておりましたし、それから歴代の首長は解放会館という形で解放同盟のものだということで、ずうっと認知をしてきておったようでございます。

いろんな形で、こういうものを証拠を出しながら、これで次回の第二審では争っていきたくないと、このように考えておるところでございますし、事実上の所有者、便宜上の所有者ということで、こ

の歩道設置するために、解放同盟と土木事務所は交渉をずっとやってきておりました。しかし、土木事務所は、どういう理由かわかりませんが法人格を持たないということで、すべての共同所有という形になれば非常に大変だという形になるかと思うんで、築上町がかわって財産に登記をして、そして、この一応、仮の所有者として代金の支払いをして解放同盟がやってもらえないかと、こういうふうな話から事が進んできたということが、これが事実でございますし、そういう考え方の中で、私は歴代の首長、大体事実上の所有者は解放同盟という位置づけをやってきておりますし、そういういろんな証拠書類は、また今少しずつ出てきております。そのものを高裁のほうに持っていきながら、我々は不当支出じゃないということを立証していきたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。田村議員。

議員（12番 田村 兼光君） 工藤議員から、るる質問があつて、町長の答弁を聞きましたけれども、私は、法律的なことはわからないけれども、事の起こりは、これは県のほうで道路の拡幅をやって、こういう問題が起こってきて、そして、私が知るとながらに、町から金が入るんだからよかろうと。それで、ただ町長は、役場のほうとしては、役場を通しただけでトンネル方式だろうと、こういう気持ちでございました。

だから、裁判費用も町が全額負担するちゅうことはいかがなものかと。やっぱり県のほうにもお伺いを立てて、県がこういうことをしなきゃあ、役場もこういうことに遭わんやったんやからね。1つ県のほうにもこの裁判費用を幾らか出してもらうように町長のほうから交渉してもらったらどうかと。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ありがたい質問でございますけど、今訴えられているのは町ということで、これは町が受けて立たなきゃいかん問題でございますし、県には県で、今田村議員から質問がございましたとおり、県のほうも少し加勢せんかという話は私は持っていてもやぶさかではないと。確約はとれるかどうかわかりませんが、そういう話も県とは 県の土木事務所と話をやっていくと。そしてもし土木事務所でつかなければ、県の整備部ですかね、今はね。そこまで話は持っていてもやぶさかではないと考えております。

議長（成吉 暲奎君） 田村議員。

議員（12番 田村 兼光君） 私がそう言うたからするのではなく、こういうやっぱり公金を、本当言えばいっそ払わんでいい金を臨時に出ていくんじゃからね。やっぱりそういうときに、こういう控訴とか、こういうのがなるなら、大体あなたたちは何ぼか認識があったと思うんよ。

だから、やっぱりこういうやつはもうちょっと重大な問題じゃから、県あたりと交渉して、そしてしたけれども、にっちもさっちもいかんけとか、何とかというようなやっぱりやってもらわ

んとね。だまし、今度は、こういう私たちがびっくりしたような状態でございます。私はいつも、こういう法律的なことはわからんけどよ。やっぱりそこあたりちゃんと腹構えしてから、やっぱりこういうのを出さなきゃね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、原告の皆さんから、築上町町長新川久三が支出命令に印鑑を押したということで、これを違法支出だから新川久三に請求せよという形になっておるんで、県のほうは、今のところ、証言に立ってもらおうということは、当然私はこれも考えておりますけど、とにかくそういう形で県も協力してもらおうような形では要請はしてまいろうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 1人追加して80万予算を組むということなんですが、まず今回までに弁護士3名ついて、1人、4人になるんでしょうけど、どれだけ1人に支払ってきたのか。そして、この80万、1人追加する。この弁護士さんに対して、どこまでがこの弁護士さんの80万、80万全部払うかわかりませんが、今まで、これを何名弁護士に幾ら払ってきました、ここまでと。

そして、そのお金はいつまで有効なのか。今回、新しい弁護士さんには、いつまでその費用があるのか。最高裁行くまで、この80万でいいのかとか、そういう何人かの弁護士さんと契約があると思うんで、その辺のまず詳細な説明を、80万円だけ追加しますから出せという内容じゃなくて、そういったところを、まず一度説明していただきたいと思います。

それから町長、先ほど今回、この裁判では、私は町長が支払った3,000万についての900万は返還しなさい、支払いしなさいという形で裁判が訴えられて、それを控訴しようという形だと思っておりますが、町長、先ほど部落差別問題と言いますが、部落差別問題で裁判を何かやってるんですか。それは今聞く限りでは何か、要は地協イコール1つの任意団体として受けとれるから、その支払いを受けたから、その訴えられたから、それで控訴するわけで、差別問題というのがよく意味がわからない。説明してください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一審の判決の中で、部落差別は終わったと、だから解放同盟への事務所の提供必要ないという、こういう文言が一審の中にあるわけでございますし、これも基本的には、私は所有権の問題で争っていくべきと。しかし、中身の位置づけの中で、この差別問題、それから同和対策特別措置法とか、そういう問題が終えんしたということで、中身が少し間違っただけでこの判決が導かれていっておるといって、これを反論の材料としたいと、このように考えておるところで、差別を、これを基本的な形で反論していくわけでございませぬし、所有権、それ

から地方財政法違反と、それから地方自治法違反という、この関係で、私は違反をしてない、築上町は違反をしてないということで、これをちゃんと上告、上のほうに控訴して、我々の主張を認めてもらおうと、こういう形で組み立てをしておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 弁護士費用の件についてはどなたか。担当課長。

人権課長（松田 洋一君） 人権課、松田です。まず最初に、昨年12月の一般会計の補正6号で、弁護士費用として250万を計上させていただきました。この250万の内訳につきましては、まず一番最初の訴訟ということで、着手金が、弁護士1人100万ということで、2名の弁護士をお願いしていますので、着手金で200万ほどかかっています。それと、後は、その訴訟に伴う印紙とか、郵送料、そういうふうな実費関係が5万、日当関係、弁護士の出張旅費等で45万ということで、一番最初の弁護士費用については250万の計上です。

それから、本年の23年度の当初予算で120万円の計上を、当初予算で計上させてもらっています。この内訳につきましては、控訴とかいうよりも応訴もあり得るということで、訴訟が継続している中で弁護士と相談したところ、応訴に伴う費用等、1人50万着手金がかかるということで、2名の弁護士をずっと雇用していますので、これで着手金が約100万、それから先ほど説明しましたように、実費日当ということで15万ほどで、合計が120万を当初予算で計上させてもらっていました。

今回の補正の弁護士費用ですけれども、80万ということで、これは控訴に伴う、先ほど町長のほうから説明がございましたけれども、弁護士を新たにお願ひするということで、弁護士のほうに控訴に伴う弁護士、新たにした場合、幾らぐらいかかるかということで相談したら、約80万ぐらいはかかるんじゃないかということで、今回提案させてもらった次第です。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 今、弁護士が1名ふえるんじゃないかと、控訴にかかるお金が80万ということですか。

議長（成吉 暲奎君） はい。

人権課長（松田 洋一君） 今回の80万については、控訴に伴う経費です。弁護士の委託料ということですが。

控訴に1名、先ほど町長説明しましたように、1名弁護士をつけ加えて3名態勢ということで行くようになりましたので、それに伴う控訴費用の弁護士の委託料です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 一応、町長今、この裁判のときには、一応3名、復代理人があるから、これが3名に見えるんで、この3名入れてとしてプラス1名がつくという形でなんですか

ね。（「2名」と呼ぶ者あり）あっ、そうか、2名プラス1名、この復は別として。この何ですか、復代理人。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 町が委託しとるのは2名で、1名は、稲澤さんの応援、一緒の事務所の人がかかわっておるということで、その分は経費に入ってないと思います。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） その分はわかりました。先ほどの件なんですけども、差別問題が終わったという形であったが、この控訴について、今度差別問題が終わったというところの部分についての訴えも同時にしていくということ。それ、今町長言われたんですが、それを言うていくちゅうことですかね。

まず正式には、基本的に終わったという形で、この流れを見ると、そういう基本的に終わったと。だから、当時、こういう形で、平成何年のときに、こういうことができたんじゃないかというふうに流れが文章なってますが、差別問題が終わったということで、差別はまだあると、町長がいつも言われますんで、それを含めて今闘うと聞いた。差別問題で闘っていくんですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 差別で闘うんではございません。先ほどから言ったように、所有権に基づくものと法的違反はしてないということで、これを控訴する。その中身の中で、経過として、差別事象は終わったという裁判内容があるんで、これらも矛盾してるんで、こういう矛盾点から、やっぱり1つついていくところもあるであろうというふうなことで、判決内容をよく見て、この前、皆さんにすべて全文あげましたけど、すべてそのような形で取り扱われておるということで、この考え方が1つ問題になっておるところもあるであろうというふうなことで、1つ私どもも問題点と思っておると。

基本的には、所有権、それから法的、いわゆる地方財政法、地方自治法に違反してないということで反論をしまいらなきゃならんと、こういうことでございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。西口議員。

議員（10番 西口 周治君） この予算と、次の59号は、ほとんど同じなんですよね。だから、59号で、先にこっちで議決されたらちょっとやりにくいなと思って、ちょっと町長に、3点ばかり質問したいと思います。

まず、控訴ということで、控訴して同じような判決が出た場合、今勝てる勝てると言ってますけど、それも架空の話です。負けるというのも架空の話です。でも、同じ判決が出た場合、次の分、じゃあ、結果、必要があるとき上告するというふうな文面があるんですよね。そこまで、どうして闘うというか、予算的なものは全部町民なりの税金が投下されるわけなんですけど、その辺

が今回の控訴で、もし同じような判決が出た場合はどういうふうにするのか。そしてまた支出に関しても、今回の支出に関してまで責任を持って判例に従うというふうな話、支出をしていただけるのかというのが1点。

それとあとは、町長が不当支出といっても、町長新川久三氏自体がもらったわけでも何でもないので、それに対して地協のほうにはどういうふうな関係を持っていこうとしているのかというのが1点。

それともう1つは、我々が一番最初、この議決をするときに聞いた話じゃ、24の支部があり、その人たちが全員で、移転補償に関する問題も解決してお金を支払うように締結をしたというふうに説明を伺いました。そのときに、そうであれば、地協のほうもそういうふうなことをやっているとと思うんですよ。金の流れというのは、もう出た以上わからないと思うんですが、恐らく24の支部があれば、24の支部に対しても、それ相応のこともやっているとされますので、そういうふうな論点も踏まえて、どういうふうな闘い方でやっていくのかという3点を聞きたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 上告するという形で、これはもう大体1つの案件ではこういう形になってまいる。しかし、将来のことですと、どうするかという形はちょっと今答えがたいんですけれども、基本的には、一番第三審は憲法問題に触れるようなことじゃないと脚下されるということもあると思います。そこのところで、第三審をどうするかという形になれば、二審の、いわゆる判決を見てからじゃないと、どうしようもちょっと答えようがないというふうに今は申しておきます。

実際、判決見てからじゃないと、どうしようもありませんし、しかし二審では、私もこの裁判に参加をしながらやっていくということで、この前の全員協議会でもお話ししましたとおり、もうほとんど出ていくつもりでございます。そして、そこで整合性も、やはり弁護士から、今おかしいよということを少しでも弁護士のほうからやってもらえばいいかなあと考えておりますし、そういうことで、上告という形のものについては、そういうことしかちょっと今は答弁できません。

それから、解放同盟への、いわゆる返還と、これが訴訟の中にあるんだけど、裁判所で触れられてないというふうなことで、これもどうなるのかという1つの争点になる可能性もありますので、そこはそこでちょっと考えていきたい。

ただし、今の判決では、印鑑を押したのは新川久三 新川町長が印鑑を押したんで、それが違法だという地方自治法、財政法違反ということでなされております。とにかくそういうことで、これが1つの争点ということになっておりますので、もし町が完全に負けた場合は、新川久三と

解放同盟の、個人の新川久三ですね　と解放同盟の関係になってくるのではなからうかなと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君）　もう1つ、最後、24支部の。

町長（新川 久三君）　24支部、これは、この移転補償を支払うのに当たって、すべての支部から同意をもらってきなさいということで、町のほうには同意書をいただいて、これを　お金を執行していったと、こういう経過がありますので、これは豊前市、それから上毛町、吉富町には支部ございませんので、上毛と豊前と築上町と、この支部からはすべて、この何と申しますか、移転補償で結構でございますということで、いわゆる同意書をいただいて執行しておるとございませぬ。

議長（成吉 暲奎君）　西口議員。

議員（10番 西口 周治君）　一応、相手方から訴えられて、こういう判例が出て、次に1回は控訴する。これは私も当たり前だとは思っております。言われっぱなしの中で、どういうふうな状況になるかというのは、それはもうお互い、論法を闘い合わせて、第二審でそれなりの結論が出るものだと思っておりますし、我々が聞いたのは、そういうふうな24支部が総合的なもので今までの立ち上がった経緯から、そしてこの解放同盟の事務所であった、あそこの地協の事務所であったあの船田集会所がどこの持ち物であったかというふうな論点も、我々も議員になって、私は16年ですけども、それよりはるか前から、あそこに存在したわけですけども、町長たちからは、改修してくれと言われても、町の持ち物じゃないから自分たちでするようにとか、これこうしてくれと言われても、それは町の持ち物じゃないからというふうな答弁は、各町長から聞かされております。

だから、その辺が非常に論点となるわけでしょうが、もしも本当、よっぽど変な判例が出ない限りは、次回の判例である程度は抑えられるように私は願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君）　答えは要りませんか。何もありません。いいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君）　この築上町一般会計補正予算（第1号）について反対討論を行います。

集会所を事務所として使っていた部落解放同盟、豊前築上地区協議会に、築上町が移転補償費を支払ったことは違法と認め900万円の支払いを命じた判決が出ております。公費投入することについては反対ですので、それが反対理由です。

議長（成吉 暲奎君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第58号について採決を行います。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第59号控訴の提起についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第59号控訴の提起について、控訴を次のように提起するものとする。平成23年4月27日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この議案は、訴えの提起と同じでございます。町が訴えられたことに対して不服があるので控訴するというので、議案とさせていただきます。

そもそも23年の4月19日に判決の言い渡しがありました。そして、いわゆる町を相手取った訴えは、平成21年に損害賠償事件ということでA事件ということで3名の氏名は弓場英輔氏、満野健吉氏、田原弘師氏、3名からA事件として訴えを受けております。

平成22年に損害賠償請求事件B事件ということで、池亀豊氏、西畑須佐男氏、柳武士氏、木本正見氏、富永昭江氏、末吉美智子氏、加生太郎氏、井上泰廣氏、吉田茂敏氏、吉田定子氏、西村喜美子氏の11名からB事件ということで、裁判所のほうは、同じ案件だということで一括審理をするというふうなことで審理がされて、主文として、本件訴えのうち、平成20年4月8日に支出した船田地区集会所の移転補償費2,100万円に係る部分を脚下する。B事件原告らの本件訴えのうち、平成20年9月24日に支出した船田地区集会所の動産移転補償費64万6,200円及び立木移転補償費3,300円に係る分を、いずれも脚下する。

A事件被告兼B事件被告は、新川久三に対し900万円及びこれに対する平成21年3月24日から支払い済みまで年5分の割合による金品の支払いを請求せよ。原告ら、その余の請求はいずれも棄却する。訴訟費用は、これを4分し、その3を原告らの負担とし、その余を被告の負担とするという主文の判決がありました。

これに対して、いわゆる判決文の中身をしんしゃくしながら、我々としても、町の、いわゆる

庁議を重ねて機関会議の中で控訴の決定をいたしたとでございます。その控訴の決定ということで、先ほどの議案で答弁しましたとおり、いわゆる船田地区の集会所の、これは解放同盟につくってあげた建物だということで、設立当初からそういう考え方で、すべての首長、それから1市5町の皆さん方もその感覚で、この解放同盟会館という形で処理をしてきておるといのが、これが事実でございますし、これが判決の中身は、築上町の所有で、いわゆる移転補償は相ならぬという考え方になっております。

所有権が解放同盟に認知をされれば、移転補償は当然、支払うべきものであり、これを、やはり我々としては、当初から解放同盟のものと、築上町のものでないということで間違いではないということを中心としていくということで、皆さん方も、さきのいわゆる処分に対しては、たしか賛成大多数で賛同いただいたところでございますし、これによって私も自信を持っております。そういう形の中で、築上町の所有じゃないということ、これを裁判の論点にしていきたい。そして、地方財政法第4条1項ですか、これは抽象的な形で、公金は最小経費で最大の効果を上げなければならないと、こういう条文がございますが、この条文には私は違反してないということではっきり申し上げたいと思います。

それからもう1つ、地方自治法の2条第14項、この部分は、公共の福祉のための増進については、やはり最小の経費で最大の効果を上げなければならないと。このような条文もございますが、これも私は公共の福祉の増進というふうに考えてます。というのが、県道、県のほうが、長年旧椎田町が歩道設置を要望してきておりました。それがなかなか土地の登記が未登記でできなかったということで、職員がまじめに登記できるように、この所有権をすべて椎田町に確定させて、いざ土木事務所へ売ろうというときに、建物の関係は解放同盟と土木事務所で、いわゆる移転補償の交渉をやってきた経過がございます。そういう形の中で、地方自治法第2条14項には違反してないということで、もう本当に公共の福祉の増進のためのこの事業で行ってきたということで、これも確信を持っておりますし、これを裁判所の見解は間違いだということで、いわゆる二審のほうで、これを支持していただくような、ちゃんとした物質的証拠、それから承認等も踏まえながら、第二審に臨もうと、このように考えておるところでございます。

そういう形の中で、皆さんのお手元に矛盾点という控訴の理由の不服の点ということで差し上げておりますが、今、申し上げたことが主な理由でございまして、争点は2つというふうに、その中で争点との結びつきで、いわゆる部落差別は終わったという、この認識の裁判官は、私は間違いだというふうに考えておりますし、これも1つの判断材料の形にすべきではなからうかと。

そういうことで、この案件は、町は間違いなく正しくやったんだというのを最後まで主張してまいりたいと、このように考えてるところでございます。

どうぞ、よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） この議案59号の控訴の提起について、3点ほど質問いたします。

まず1点目は、今回の裁判についての新聞報道、西日本新聞、朝日新聞に報道された町長のコメントについてお聞きいたします。西日本新聞では、町長は、集会所は1971年に協議会のために建設され、長年使用してきた。協議会が実質的所有者で大半の町民も認識している。町が移転補償費を支払ったのは適法であり、特別な利益供与ではないと述べています。

また、朝日新聞では、法律違反はしておらず、判決には納得できない部分が多々ある。公共の福祉のため歩道設置の必要に迫られての移転補償であり、補助金とは性質が異なる。集会所の建物の事実上の所有権と便宜上の所有権の違いなど、控訴審で明らかにしたいと述べております。これは間違いありませんか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今、言ったのと全く同じでございますので間違いありません。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうすると、これが今の町長の見解ということですね。はい、わかりました。

次に、町長が新聞にコメントした補助金というのは、町の補助金交付規定にいうところの補助金ということですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 補助金もいろいろございます。補助金的な要素ということで、今自治会に交付してる交付金、これも補助金の一部でございますし、補助金と移転補償というのは全く性格が違うということが、これは言えるということで、補助金ではない。いわゆる同和団体の補助金、扶助費は、すべて私は5年間 私が就任してから5年間は、これは継続して経過措置があるんだということで支出としてまいりましたけど、5年、6年目にはすべて廃止をしたと。

裁判所も、この見解、町長は、そうしてるけど、補助金というとらえ方を裁判所はやっとする。これも矛盾点の1つなんですね。だから、そういう形の中で、補助金というのは、いろんな団体、それから個人に対して給付をする。これがいわゆる支援の給付といいですか、事務的な支援給付。だから、当時、解放同盟にも事務費として、各市町村からその会館の運営をするために、それから自分たちの会の運営をするために補助金を渡しておりましたが、現在は豊築は出してない。しかしみやこ支部は、まだ市町村は出しておると、こういう状況でございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 次に3点目について、今月、4月24日の日曜日に築上町の中央公民館で行われた町政懇談会において、これには私も参加しておりますが、町長は、椎田地区全

域の自治会三役ほか、多数の町民の方々が集まったその前で、今回の裁判で、町を相手取った原告の方、10名以上の名前をわざわざ読み上げました。町を相手に裁判を起こした人物であると名指しされた方々が、それを快く思わないことは当然におわかりだと思いますが、あえてそのようなことを行った理由を教えてください。

日本国憲法第32条には、何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われないと明記されております。場合によっては、原告になった方々の裁判を受ける権利の侵害にもなりかねない発言だと思いたしますがいかがでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） じゃあ、被告と原告という形で、被告は原告を公表しても構わないと私は考えております。裁判所もそのような認識で、全部謄本はこれを交付します。謄本請求すれば、すべて。だから、町はこの人たちに訴えられてますよと。胸を張って訴えたと思うんで、私は別に公表しても構わないということで、きょうも公表しましたし、それから事あるたびに、私は公表をしておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 先ほどの議案は可決されたということで、今回は上告をする議案ということです。今、非常に町のイメージがこう争い事、または職員の不祥事ということで、非常にイメージが悪いと思うんですね。不祥事の件に関してですが、町長も副町長も、免職にしたいけども懲戒規定でいくとできないと。裁判で訴えたら負けるということで、そこまではしないという説明がありました。もう一度、じゃあこの案件に関しては、もう一度違法という判決が出てる以上、そこら辺は非常に整合性がないような気がします。

町のイメージをこれ以上、もう裁判事とか、争い事とか、不祥事で、私はイメージづけてほしくない。ですから、そのあたり町長どのように考えておるのか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 私は、町のイメージをよくしようと思うけど、そういういろんな裁判とか、私を中傷ビラが相当ばらまかれております。これに対して、本当にイメージがよくなると私は思っておりませんし、私はやっぱり政策によってイメージをよくしようというふうに考えておりますし、住みよい町、それから、もう本当住んでよかった町という形で、こういうまちづくりをやっていこうと考えておりますので、きょうの案件とはちょっと違うんで、次の議会で一般質問を出していただければありがたいかなと思っております。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 今回提案された議案に反対の立場から討論を行います。

町長は、新聞記事では、協議会が実質的所有者であるとコメントしておりますが、今回の裁判の中で、船田集会所の所有者は築上町であって、集会所は町の普通財産であると繰り返し明確に主張しています。

そして、協議会に使わせたのは、普通財産の無償貸与に関する条例に基づいていたと、これも裁判の中で明確に主張しています。つまり、裁判の中では、町は一貫して集会所は町の財産であって、協議会には貸し付けをしてきたのだと主張していました。

ところで、町長は、この裁判が始まる前から、集会所は協議会の事実上の所有であったと、現在の新聞記事のコメントと同じことを述べておりましたが、その言い分は裁判では姿を消しています。それは、結局、町の代理人弁護士から事実上の所有が協議会にあったというような言い分は到底裁判では通らない理屈であるとしてとめられたからではないですか。町長は、事実上の所有権と便宜上の所有権の違いを控訴審で明らかにしたいと言っておりますが、それは一審の裁判所に出すことすらできなかった話にならない主張であって、到底控訴審で通る理屈ではありません。

また、町長は、これも裁判の始まる前の町政だより等で、一連の支出は、議会の議決を経ていくということをしきりと強調されました。しかし、最高裁の判例は違法な支出は、たとえ議会の議決があっても違法であるということを示しており、今回の判決でも、議会の承諾があるからという町の主張は、この最高裁判例に照らしても通らないと退けられています。

結局、そのように展望のない控訴のために町民の皆様からお預かりをした大切な公費をこれ以上浪費することには到底賛成できません。

よって私は、今回提案された議案第59号に反対いたします。以上が、反対の理由です。

議長（成吉 暉奎君） 賛成意見のある方。宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 100%、この財産が町の所有という判決、私は疑義を持っておりますので控訴に賛成をいたします。

この部落解放同盟、豊築地区協議会が拠点施設として今まで使用しておりましたこの施設は、部落解放運動の広がりが高まりの中でどうしても必要ということで、当時の1市5町が寄り合っ、県の補助金をいただきながら設置したものでございます。

それで、自分もこれが職員の時代もありましたけども、これが町の施設だという思いは一切ございませんでした。建設当時の町長は安部町長でございまして、県の課長も務めたとても優秀な方で厳しい方でしたので、そこら辺の町独自でこういう建物を建てていくというようなことは絶対にやっておられないわけでございます。

それで、築上町はこの建物を保存登記もしませんし、財産台帳にも上げないでここまで来たわけだというふうに私は認識しております。

今度、県土木事務所が道路拡幅ということで移転補償の問題が出てきたわけですが、豊前土木事務所は、部落解放同盟豊築地協と移転補償の交渉を2005年からやっておったと聞いております。2006年、2007年までぐらい続いておりますけども、この中で、副所長が、移転補償の対象は部落解放同盟豊築地協でありますと明言しましたと、そういうような発言も私聞いております。そういうような中での今回の移転補償の経緯でございますので、100%築上町が所有者というような、このような判決に対しては当然控訴すべきであると思っておりますので、この議案に賛成をいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 移転補償費に最初は賛成いたしましたので、西畑議員と少し違う観点から反対理由を述べさせていただきます。

事実上の所有権が解放同盟にあるという町長の説明を信じて賛成したわけですが、裁判では、はっきりと違法ということで判断が下されております。

上告しても勝てる可能性はなく、裁判に負ければ、町に、さらに負のイメージと裁判費用等の損害を与えることになり、上告の正当は認められないので反対理由とします。

議長（成吉 暲奎君） ほかに。信田議員。

議員（14番 信田 博見君） 賛成の立場で意見を申し上げます。先日の福岡地裁の判決は、机上の判決、要するに机上の判決と言わざるを得ないと私は思います。公共の福祉のために歩道を設置する。そのために移動が必要であったと。その移動の補償費を払ったと。それから集会所建物が、事実上の所有者と便宜上の所有者というのが全く考慮されていないということ。

また、2002年に特別対策が終了した時点で無償で貸すのを見直すべきであったと。あるいは、部落差別問題が沈静化しておったという判決理由というのは、全く現実というのを見極めてないと思います。

私は、移転費を支払うこの議案には信念を持って賛成をしております。集会所というのは、本当に町の建物ではなかったということは、これはだれもが認識していることと思います。控訴に賛成します。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第59号について採決を行います。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで平成23年第2回築上町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午前11時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員